

## 弁護士法人四谷麴町法律事務所 報酬規程

### 1 経営労働相談（2時間以内）

- (1) 初回 事務所ウェブサイト上に表示した額
- (2) 2回目以降 顧問料月額×50%

### 2 法律顧問契約

- (1) 顧問料 10万円（税別）／月
- (2) 個別事件の対応等は、法律顧問契約を締結した顧問先についてのみ行う。

### 3 任意交渉・労働審判・訴訟・仮処分等

#### (1) 弁護士費用

##### ア 着手金

経済的利益の額	着手金
0～500万円・算定不能	50万円（税別） ただし、任意交渉は、当面の間、30万円（税別）とする。
500万1円～1000万円	経済的利益の額×7%+15万円（税別）
1000万1円～5000万円	経済的利益の額×5%+35万円（税別）
5000万1円～1億円	経済的利益の額×4%+85万円（税別）
1億円を超え10億円以下の場合	経済的利益の額×3%+185万円（税別）
10億円を超える場合	経済的利益の額×2%+1185万円（税別）

※ 紛争の相手方が複数の場合は、経済的利益の額を合算してから着手金を算定するのではなく、相手方ごとの経済的利益の額に基づいて着手金を算定し、それらの合算額を着手金の合計額とする。

##### イ 出頭・訪問費用

負担の程度を考慮して個別に定める。

##### ウ 報酬金

原則として設定しない。ただし、特段の合意が存在する場合はこの限りでない。

#### (2) 実費（郵送費、収入印紙代、交通費、宿泊代等）

### 4 労働組合との団体交渉、事務折衝等

#### (1) 弁護士費用

##### ア 団体交渉、事務折衝等への出席費用

- (ア) 事務所ビル内での団体交渉等  
10万円（税別）／回

※ 団体交渉の対象となる組合員が複数の場合は、負担の程度を考慮して個別に定める。

- (イ) 事務所ビル外での団体交渉等

負担の程度を考慮して個別に定める。

##### イ 事務処理費用

事務処理の負担が特に重い場合は、事務処理費用を別途定めることがある。

#### (2) 実費（郵送費、交通費、宿泊代等）

### 5 その他の業務

- (1) 弁護士費用 負担の程度を考慮して個別に定める。
- (2) 実費（郵送費、交通費、宿泊代等）

以上